

令和7年9月2日

令和7年度第4回鹿児島地方最低賃金審議会の開催について

標記の審議会を、下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記の申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和7年9月17日（水） 午前10時～
- 2 場 所 鹿児島第三地方合同庁舎 第1共用会議室（4階）
（鹿児島市山下町13番10号）
※ 労働局の隣にある鹿児島地方法務局の入っている新しい庁舎です。
- 3 議 題 令和7年度鹿児島県最低賃金答申に係る異議の申出について
令和7年度産業別最低賃金の改正決定について
- 4 傍 聴 者 若干名
- 5 申込締切日 令和7年9月12日（金）午後5時まで
- 6 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、希望者毎に、傍聴を希望される審議会の開催日、申込者の住所、氏名、電話番号及び所属をご記入の上、葉書又はメールにて下記の宛先までお申し込みください。

ア 葉書の場合

〒892-8535

鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎

鹿児島労働局労働基準部賃金室

イ メールの場合

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別にご連絡させていただきます。傍聴可能な方については、連絡いたしません。
- (3) お申し込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。
- (4) 車椅子を使用される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合には、その方の氏名も併せてお書き添えください。
- (5) 傍聴される場合には、別添の留意事項を厳守してください。

【問合せ先】鹿児島労働局労働基準部賃金室

TEL099-223-8278

傍聴される方の留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。
- 4 会議の妨げとならないよう、静かにしてください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍等の閲覧はご遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 ハチマキ、ゼッケン、腕章等の会場内における着用はご遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのある物を持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、鹿児島地方最低賃金審議会会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、会長が退場を命ずる場合があります。

鹿児島地方最低賃金審議会事務局